平成３０年（フ）第５５７号
埼玉県和光市丸山台２丁目24番20号　アーバンポート和光205
債務者　柳橋　夏美
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５６１号
埼玉県志木市幸町１丁目10番５号　かつら荘102号
債務者　貝森　睦夫
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５６２号
埼玉県上尾市大字上965番地５
債務者　本多　　実
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６０３号
埼玉県戸田市大字新曽893番地の１　山福第一ビル302号室
債務者　中村美代子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６８８号
さいたま市見沼区堀崎町743番地13　小島方
債務者　菊地　初美
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８２２号
さいたま市大宮区北袋町２丁目161番地３　マザールージュ201号
債務者　近藤　紀仁
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２５４号
埼玉県春日部市八丁目276番地14
債務者　文倉　秀貴
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
新潟県長岡市草生津２丁目６番５号
債務者　舘脇久美子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第７６４号
札幌市清田区清田１条４丁目１番45―401号
債務者　齊藤　範彦
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７６９号
札幌市白石区本通２丁目北２番20―802号
債務者　佐藤　美幸
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８１６号
札幌市北区北38条西７丁目１番14号
債務者　佐藤　祐二
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８２８号
北海道北広島市輝美町７番地１　Ａ７―21三浦方、住民票上の住所北海道恵庭市駒場町２丁目３番１号
債務者　岩沢　　忍
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８３２号
札幌市豊平区西岡２条13丁目７番２号
債務者　蕨　　義満
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８４０号
札幌市北区新琴似12条９丁目１番11号　第２新琴似スカイコーポ102号
債務者　丹波　好彦（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８４１号
札幌市北区新琴似12条９丁目１番11号　第２新琴似スカイコーポ102号
債務者　丹波　利華（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８４７号
札幌市白石区北郷５条10丁目９番８号　ひかり荘Ｉ―202号
債務者　越田　恵子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８５２号
札幌市東区北19条東10丁目１番７―206号
債務者　藤田えりか（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部